

## 平成三年法律第二百九号

国家公務員の育児休業等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 育児休業（第三条・第十一条）

第三章 育児短時間勤務（第十二条・第二十五条）

第四章 育児時間（第二十六条）

第五章 防衛省の職員への準用等（第二十七条）

第六章 雜則（第二十八条）

## 第一章 総則

第二条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進することともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする（定義）。

## （目的）

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進することともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする（定義）。

第二条 この法律において「職員」とは、第二十一条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

3 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

## 第二章 育児休業

## （育児休業の承認）

第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受け、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十二条の二第一項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）

（育児休業の期間の延長）

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定めた場合に該当するときは、二歳に達する

日（常時勤務することを要しない職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことはあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合は、当該子の養育のうち出産により職員が勤務を定める特別休暇のうち出産により職員が勤務する場合は、この限りでない。

5 第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六ヶ月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）まで、育児休業をすることを要しない職員にあっては、当該子の養育のうち出産により職員が勤務を定める特別休暇のうち出産により職員が勤務する場合は、この限りでない。

6 第二項第三号及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の効果）

第七条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認の失効等）

第八条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産を受けた場合又は当該育児休業は停職の处分を受ける場合は、当該職員が休職若しくは停職の処分を受ける場合は、当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなつたことその他の人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

（育児休業に伴う任期付採用及び臨時の任用）

第九条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この項及び第三項において「請求期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるとときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があった場合は、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

1 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

第十条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第六条の四第二項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

（育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）

11 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において、当該任期を更新することができる。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

（育児休業の期間の延長）

12 育児休業をしている職員は、任命権者に對し、当該育児休業の期間の延長を請求するこ

とができる。



二条第六項	した第一条書だ項第六	号第一条十に並一第二条第書だ項第及した第一条第六	第三項第五条
で範囲内	ことができる	の日これら	員勤短再定員勤短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」）といふ
勤務の内容に従い、当該育児短時間勤務の内容に従い、これら	ものとする	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日	各省各府の長が定める
勤務の内容に従うと認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間	勤務の内容に従うと認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間	勤務の内容に従うと認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間	勤務の内容に従うと認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間
三条第十		二条第七	三条第六
職員	時間規定する勤務	同条に規定する勤務時間	できる期間を定める
が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間	同条に規定する勤務時間	週休日割合で必要に規定する勤務時間及び第五条に規定する勤務時間	の期間に限り、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うと認められる場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従うと認められる場合に限り、育児短時間勤務時間
、公務の運営に著しい支障として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務時間	（当該育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）	（当該育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容に従つた勤務時間）	の期間に限り、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うと認められる場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従うと認められる場合に限り、育児短時間勤務時間
第一条第八	項四第四条第六	項三第三条第六	項第一
日月はいにか曜	はいにか曜	額する相	場合に限り、育児短時間勤務職員
勤務の時間	勤務の時間	する決定	務職員
勤務時間法第六条第一項に規定する週休日以外の日	勤務時間法第六条第一項に規定する週休日以外の日	する決定	場合に限り、育児短時間勤務職員
第二十条	項三第三条第七	項二第二条第七	項二
職手当法の特例	と額るす相当	する決定	同条第二項ただし書
国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、	相当する額にそぞれ算出率を乗じて得た額と	相当する額にそぞれ算出率を乗じて得た額と	同条第二項ただし書

育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失效した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるとときは、その事が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務をする官職を占めたまま勤務をさせることができ。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその業務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第六十条の二第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）について準用する。

（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例）				第二十二条	第一条の二	第一条の二の二	第一条の三
八項目	第一項の六	二項目	三項目	四項目	五項目	六項目	七項目
勤務時間	決定する						
育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法	出率を乗じて得た額とする	する	する	書の規定により定められた者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額と	その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	（育児休業法）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められた者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額と

の九第八条十	項第六四条十	項第六一条十	第二项第二条十	项第十九条一十三条十
から第第四项	い要しな	る支給する	員勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）	育児休業法第二十三条第二项に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
の二第十一條、第十一條の二、第十一條の十及び第十二条	乗じて得た額とする	勤務をした日における正規の勤務時間とその勤務時間を超過したもののが、その勤務の時間とその勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合、百分の二十五）を乗じて得た額とする	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合、百分の二十五）を乗じて得た額とする	育児休業法第二十三条第二项に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）

第一項第五条第	第一条十第二	第一条の二の二	第一条の三
るとす	員勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」とする。）	任期付短時間勤務職員	
とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」とい	勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	任期付短時間勤務職員についての勤務時間法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる勤務時間法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	

第六条第一項ただし書及び第二項第七条第二項、第十一條第一項、第十七條第一項第一号並びに第二十三条	第六条第一項ただし書、第七条第二項、第十一條第一項第一号並びに第二十三条	第六条第一項ただし書、第七条第二項、第十一條第一項第一号並びに第二十三条	第六条第一項ただし書、第七条第二項、第十一條第一項第一号並びに第二十三条
育児時間	育児時間	育児時間	育児時間

第二十六条 各省各庁の長は、職員（任期付短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない職員（国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日につき一時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。

2 職員が育児時間の規定にかかるわらず、その勤務しない時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 第六条及び第二十二条の規定は、育児時間について準用する。

項一 第八条 第一項	項一 第三条 第二項	職員（第二十一条第三項第二項）	職員（自衛官候補生、防衛省の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による例によることとされるものとする。）
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による例によることとされるものとする。）	勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇	自衛隊法（昭和二十一年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任命権を有する者（以下「任命権者」という。）

第一項 第二十条 第二十一号	第一項 第二十条 第二十一号	職員（自衛官候補生、防衛省の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による例によることとされるものとする。）	給与法
週休日	週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日）	勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける	勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。

第二項	第一項 第二十二条 第二項	第一項 第二十二条 第二項	第一項 第二十二条 第二項	第一項 第二十二条 第二項
休養日	休養日（勤務時間法第十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日）	勤務時間法第十七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する	勤務時間法第十七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する	勤務時間法第十七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する
休養日以外	休養日以外	休養日（自衛隊法第五号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する	休養日（自衛隊法第五号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する	休養日（自衛隊法第五号）第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する





定を除く。) の施行に關し必要な事項は、人事規則等(二つ)。

附 則（平成二年五月二九日法律第四  
一號）抄

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (平成二年六月三日法律第四四号) 抄

**第一条** この法律は、平成二十二年三月三十一日  
(施行期日)

までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

昇に定める日から施行する

二 次に掲げる規定 並用二二二年四月一日  
イ及びロ 略

八 防賊第八条の規定（國家公務員の窃り作業等に関する法律）（平成三年法律第二百九号）第二二二条第一項の表第八条第一項の

之、「第二二五条第三項」の改正規定中「又は第二十五条第三項」

二第三項に改める部分及び同表第十二条第一項の項の改正規定中「受けて来る者」

の下に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けてゐる者」を加える部分が限

る。) 及び附則第九条の規定(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十

一年法律第二百二十四号) 第二十四条第一項の改正規定中「自衛官」の下に「自衛

官候補生」を加える部分を除く。)  
次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ及び口略  
ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定

(前号ハに掲げる改正規定を除く。) 及び附則第九条の規定 (前号ハに掲げる改正規定

附則(平成二年一月三十日法律第  
を除く。)

(施行期日) 八六号抄

**第一条** この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、そ

の日)から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五

条及び第六条の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当)に関する特例措置)

**第三条** 平成二十一年十一月は支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項

同条第三項、第四条の規定による改正後の任  
期付研究員法第七条第一項又は第六条の規定に  
基づくものとし、(二)は第六条の規定によ  
る改正後の任期付職員法第八条第二項の規定  
により読み替えて適用する場合を含む。」及び  
第四項から第六項まで(「国家公務員の育児休業  
等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第十  
八条の規定により読み替えて適用する場合を含  
む。」)若しくは第二十三条第一項から第三項ま  
で、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣  
される一般職の国家公務員の待遇等に関する法  
律(昭和四十五年法律第二百七十九号)第五条第一  
項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他  
の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平  
成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定  
にかかるわらず、これらの規定により算定される  
期末手当の額(以下この項において「基準額」と  
いう)から次に掲げる額の合計額(以下こ  
の項において「調整額」という)に相当する  
額を減じた額とする。この場合において、調整  
額が基準額以上となるときは、期末手当は、支  
給しない。

一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年  
十二月一日までの間に職員(一般職の職員の  
給与に関する法律第二十二条及び附則第三項  
に規定する職員を除く。以下この項において  
同じ。)以外の者又は職員であつて適用され  
る俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれ  
ぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸  
欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表  
(一)若しくは任期付研究員法第六条第二項  
に規定する俸給表の適用を受ける職員若しく  
は同条第一項若しくは任期付職員法第七条第  
一項に規定する俸給表の適用を受ける職員で  
その号俸が一号俸であるものからこれらの職  
員以外の職員(以下この項において「減額改  
定対象職員」という)となつた者(同年四  
月一日に減額改定対象職員であった者で任用  
の事情を考慮して人事院規則で定めるものを  
除く。)にあつては、その減額改定対象職員  
となつた日(当該日が二以上あるときは、当  
該日のうち人事院規則で定める日)において  
減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給  
の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給  
調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手  
当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手  
当、住居手当、単身赴任手当(一般職の職員  
の給与に関する法律第十二条の二第二項に規

給表	福祉職俸	一級	一号俸から五十二号俸まで
三級	二級	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四号俸まで
二	平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額	（人事院規則への委任）	附 則（平成二十一年一月三十日法律第九三号）抄
（施行期日）	第一条 この法律は、平成二十一年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。	附 則（平成二十一年一月三十日法律第九三号）抄	（平成二十一年一月三十日法律第九三号）抄

院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月一日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものとされる。この条において同じ。）の職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものとされる。この条において同じ。）の職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）と並び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで（第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条第一項又は法科大学

給表	税務職俸	専門行政	職俸給表	行政職俸表	（二）	行政職俸表	（二）	職務	号俸
二級	一級	五級	四級	三級	二級	一級	五級	四級	一号俸から二十四号俸まで
まで	一号俸から六十五号俸	まで	一号俸から四十号俸まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から三十六号俸まで	まで	一号俸から三十二号俸	一号俸から二十四号俸まで

給表	海事職俸	（二）	給表	公安職俸	（二）	給表	公安職俸	（二）	職務	号俸
二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	八級	一号俸から四十八号俸まで
まで	一号俸から六十九号俸	まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から三十二号俸	まで	一号俸から四十八号俸まで	まで	一号俸から三十二号俸	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十八号俸まで

(二) 海事職俸表															(二) 研究職俸表														
(一) 教育職俸表															(一) 給表														
(四級) 一号俸から五十六号俸まで															(四級) 一号俸から八十五号俸まで														
(三級) 一号俸から二十四号俸まで															(三級) 一号俸から八号俸まで														
(二級) 一号俸から七十二号俸まで															(二級) 一号俸から二十八号俸まで														
(一級) 一号俸から九十六号俸まで															(一級) 一号俸から八十四号俸まで														
(四級) 一号俸から九十六号俸まで															(四級) 一号俸から八十五号俸まで														
(三級) 一号俸から七十二号俸まで															(三級) 一号俸から八号俸まで														
(二級) 一号俸から七十二号俸まで															(二級) 一号俸から二十八号俸まで														
(一級) 一号俸から九十六号俸まで															(一級) 一号俸から八十四号俸まで														

(二) 医療職俸表															(二) 専門スタッフ俸表														
(一) 給表															(一) フォーマル職俸表														
(四級) 一号俸から五十六号俸まで															(四級) 一号俸から八十五号俸まで														
(三級) 一号俸から七十二号俸まで															(三級) 一号俸から八号俸まで														
(二級) 一号俸から七十二号俸まで															(二級) 一号俸から二十八号俸まで														
(一級) 一号俸から九十六号俸まで															(一級) 一号俸から八十四号俸まで														

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

三 第一条中自衛隊法第三十三條の改正規定、同法第四十八條第一項の改正規定、同法第六

## (平成二十三年四月一日における号俸の調整)

### 第五条

2 育児休業法第十三條に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五條第二項に規定する勤務時間と同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業法第二十三条第二項に規定する任期内付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第十五条第一項に規定する勤務時間と同項本文に規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

### 附 則 (平成二十五年六月二一日法律第五二号)抄

1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

### 附 則 (平成二五年一月二二日法律第七七号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

### 附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二六年一月一九日法律第一〇五号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二七年一月二八日法律第一一三五号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二七年九月二日法律第六二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二七年四月一日法律第六二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則 (平成二七年九月二日法律第六二号)抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

十四条の二の改正規定及び同法第九十九條第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(二の教育訓練又は同法第十六条第一項)を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る。)並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

第一項の改正規定(二の教育訓練又は同法第十六条第一項)を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る。)並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

